

育児休業に伴う施設等利用給付認定の取り扱い

保護者が育児休業中のときは、児童を家庭で保育することができない状態ではないため、施設等利用給付認定を受けることは認められません。

ただし、すでに認可外保育施設等を利用している方については、保護者が育児休業期間を満1歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度末まで予定し、育休終了後職場に復帰する場合のみ、必要書類を提出することで施設等利用給付認定が認められます。

《必要書類》（以下の1、2ともに必要となります。）

1. 施設等利用給付認定内容変更申請書（子育てのための施設等利用給付認定申請書）
2. 育児休業期間を明記した就労証明書またはこれに類する証明書

《注意事項》

1. 満1歳に達する日の属する年度末を超えて育児休業を予定している場合は、認定の継続はできません。 出産2か月後の月末までに施設等利用給付認定取消申請書を提出してください。ただし、育児休業の対象となるお子さん（1歳）を4月1日から保育施設等に入所させる場合については、認定期間（育児休業期間）をゴールデンウィーク末まで認めることとします。
2. 当初から限度を超えて育児休業を予定していて、そのうちの限度に達するまでの期間だけ認定を継続するということは認められません。
3. 特別な事情により、育児休業期間を変更する場合は、認定期間を変更するため必要書類をあらためて提出してください。育児休業期間を限度以上に延長する場合には、延長が判明した月末までに施設等利用給付認定取消申請書を提出してください。
4. 予定の育児休業期間を短縮して復職する場合や育児休業期間満了により復職する場合は、認定内容及び認定期間を変更するため必要書類をあらためて提出してください。